

第 1 号議案

流山市広告物条例施行規則における電光掲示板、液晶等による屋外広告物について

令和5年4月28日の広告物審議会でご審議いただきました『流山市
広告物条例施行規則における電光掲示板、液晶等による屋外広告物につ
いて(諮問)』で、審議会よりご指摘いただいた内容(緩和すべき対象が
明確であるのであれば、対象を絞って具体的に表記すべき)をふまえ、
再検討いたしました。

改めて、審議委員のご意見を伺いたいと存じます。

【4/28 広告物審議会時点での改正案】

電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電氣的に発光することにより常
時表示の内容を変更できる装置(電光表示装置)を有する広告物等をいう。
(ただし、意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止
したものは除く。※)

※意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したも
のであっても、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- (1)踏切付近(踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分)に
設置されるもの。
- (2)信号機付き交差点付近(停止線までの範囲)に設置されるもの。
- (3)点滅表示のもの。(照度の強弱による表示も含む。)



【5/12 再検討後の改正案】

電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電氣的に発光することにより常
時表示の内容を変更できる装置(電光表示装置)を有する広告物等をいう。
(ただし、駐車場(自動車又は自転車の駐車場所をいう。)の利用状況(「満」、
「空」、「混」等)を表示するもの、及びガソリンスタンドにおける油種の価格を表
示するものを除く。)

※駐車場の利用状況を表示するもの、及びガソリンスタンドにおける油種の価
格を表示するものであって、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りで
ない。

- (1)踏切付近(踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分)に
設置されるもの。
- (2)信号機付き交差点付近(停止線までの範囲)に設置されるもの。
- (3)点滅表示のもの。(照度の強弱による表示も含む。)